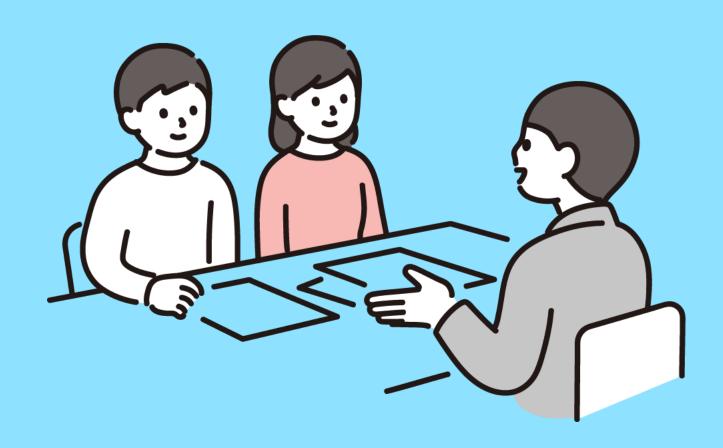
しょうがいふくし あんない 障害福祉サービスのご案内



れいわ 令和7年 さ 佐 渡市

もくじ

障がい者のための福祉サービス

١.	まずは相談してみる・・・・・・・
2.	したく 自宅で受けるサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	がいしゅっ しぇん 外 出 を支援するサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	f 住まいの場としてのサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5.	たせっ かよ 施設に通うサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	。。。ララララ かん 就 労 に関するサービス・・・・・・・5
7.	ふくしょうぐ 福祉用具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
8.	コミュニケーションのサポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
サ	ービスを利用するときの費用
١.	りょうしゃ ふたん ひょう 利用者が負担する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2.	t こ ふたん tu i i iffulfont of 自己負担の上限月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	りょうりょう げんめんせいど サービス利田料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

サービスを利用するための手続き

١.	サービスごとの手続き一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	^{yょう} 利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	てつづ くわ せつめい 手続きの詳しい説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	そうだん と あ まとぐち 相談・問い合わせ窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	どものための発達支援
١.	しょうがいじつうしょしぇん しゅるい 障害児通所支援の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	Lょうがいじそうだん しぇ ん 障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	^{yょう} 利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	サービス利用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

このパンフレットで紹介するサービスは、原則として以下の方を対象としています。

 はたいしょう
 しんたいしょうがいしゃてちょう

 身体障がい者
 身体障害者手帳をお持ちの方

・ タょラいくてちょう ぱぁぃ こうせいそうだんしょ みと かた 療育手帳がない場合は、更生相談所が認めた方

 ませいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
 も
 かた

 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

・ 精神障がいを事由とする年金または特別障害者給付金を受け

ていることが確認できる証書をお持ちの方

・ じりっしぇんいりょう せいしんつういん じゅきゅうしゃしょう も かた 自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方

いしい しんだんしょ かた **医師の診断書がある方** など

なんびょうかんじゃとう いし しんだんしょ かた **難病患者等 医師の診断書がある方**

・ とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょう も かた 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 など

まずは相談してみる

【障害支援区分とは】

障がいの特性や必算の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。非該当から区分 I ~ 6 (6が最重度) に分けられています。この区分を首安に、利用できるサービスの内容や 支給量が決まります。

手続き: P. 13-14 で確認 対 象: **省**…18歳以上

らず分

らず 分

☆ 労

嗯…18歳未満

手続き

直接

手続き

手続き

てつづ 手続き 対象

匍兜

対り象

御兜

対象

御卿

倒见

しょうがいしゃそうだんし えんじぎょうしょ 障害者相談支援事業所

しょう しゃ かぞく かいごしゃ そうだん おう じょうほうていきょう じょげん かっよう しぇん おこな 障 がい者やその家族・介護者などからの相談に応じ、情報提供や助言などの必要な支援を行います。 各センターの連絡先は、PI7をご覧ください。

けいかくそうだんしぇん

ではまうがいぶくし 障害福祉サービス利用する方に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス りょう 利用に向けて支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な になっかいぶくし 障害福祉サービスの利用状況の確認(モニタリング)を行うなどの支援を行います。

ちぃきそうだんしぇん ちぃきぃこうしぇん 地域相談支援(地域移行支援)

施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、また、地域生活が不安な方などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

じりつせいかつえんじょ自立生活援助

でつず 手続き 圕

でデ続き

てつづ 手続き

です。 手続き

らず 分

☆ぶ分

女 分

対象

(都) (即)

がしょう

匍兜

対象

しせっにゅうしょしぇん きょうどうせいかつえんじょ ひとりぐ いこう かた たいしょう 施設入 所支援や共 同生活援助などから一人暮らしへ移行する方を対 象に、 一人暮らしに必要な りかいりょく せいかつりょく ちぎな ていきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう にちじょうせいかつ かだい 理解力・生活 力などを 補 うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により 日 常 生活における課題 を把握し、必要な支援を 行います。

※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

_{じたく} <mark>自宅で受けるサービス</mark>

きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)

 $1 \sim 6$ したく にゅうよく はい 自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

なぶ分 てつづ 手続き じゅうどほうもんか いこ 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的 障 がい・精神 障がいにより、行動上 著 しい困難を有し常に介護を必要 とする方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時に介護を行います。

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつし えん 重度障 害 者等包括支援

がいき ひつようせい たか かた きょたくかいき ふくすう ほうかつてき おこな 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に 行 います。 ※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

じゅうどしんたいしょうがいしゃほうもんにゅうよく 重度身体障害者訪問入浴サービス

でゅうと しんたいしょうがい したいふじゅう じたく にゅうよく むずか かた たいしょう ほうもん じたく 重度の身体障 害(肢体不自由)があり、自宅での入 浴が 難 しい方を対 象に、訪問により自宅で の入浴サービスを行います。

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ ※利用を希望する場合は、障 害 者 相談支援事業所(P.17)へご相談ください。

3 外出を支援するサービス

どうこうえんご 同行援護

しかくしょう いたう いちじる こんなん ゆう かた がいしゅつ ひっよう じょうほうていきょう かいご 視覚障がいにより、移動に 著 しい困難を有する方が外 出するとき、必要な情報提供や介護を おこな 行います。

こうどうえんご 行動援護

まてきしょう せいしんしょう こうどう いちじる こんなん ゆう しょう しゃ こうどう ちけん 知的障がいや精神障がいにより行動に 著 しい困難を有する 障 がい者が行動するときに、危険をかいひ ひつよう えんご がいしゅつえんご おこな 回避するために必要な援護や外 出援護を 行います。

※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

いどうしぇん 移動支援

 x 5
 x 5

 x 5
 x 5

 x 4
 x 5

 T 2
 x 6

 x 5
 x 6

 x 6
 x 7

 x 7
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x 8

 x 8
 x

地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な方を対象に、外出のための支援を行います。

^す 住まいの場としてのサービス

しせっにゅうしょしえん 施設入所支援
 6
 分
 手続き
 対じ象

 4~6
 ①
 ①

 50歳以上の場合:3~6
 ②

しせっ にゅうしょ かた やかん きゅうじっ にゅうよく はい しょくじ かいご おこな 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

きょうどうせいかつえんじょ 共 同 生活援助(グループホーム)
 文 労
 手続き
 対 対 象

 すべて
 ①2
 雷

やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にゅうよく はい しょくじ かいご にちじょうせいかつじょう えんじょ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・日常生活上の援助をおこな を行います。

りょうようかいご療養介護

 交 分
 手続き
 対 象

 5 ~ 6
 ①
 ①

いりょう じょうじかいご ひっよう かた いりょうきかん きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょう 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療 養 上の管理、看護、介護及び日 常せいかっ しえん おこな 生活の支援を 行 います。

5 施設に通うサービス

^{たんきにゅうしょ} 短期入 所(ショートステイ) したく かいご かた びょうき ばあい たんきかん やかん ふく 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設などで、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

せいかつかいご生活介護

 ら 労
 手続き
 対 領

 3 ~ 6
 ①

 50 歳以上の場合: 2~6
 ②

つね かいご ひつよう かた ひるま にゅうよく はい しょくじ かいご おこな おこな 常さくてきかつどう 常に介護を必要とする方に、昼間、入 浴・排せつ・食事の介護などを 行 うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

じりっくんれん きのうくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

じりっ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練や相談・助言を行います。

- きのうくんれん りがくりょうほう さぎょうりょうほう ■機能訓練:理学療 法・作業療 法などのリハビリテーションなど
- 世にかつくんれん にゅうよく はい しょくじ かん じりっ にちじょうせいかつ いとな ひつよう くんれん と 当生活訓練:入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練など ※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

にっちゅういちじしぇん 日中一時支援
 交 労
 手続き
 対 領

 すべて
 ③
 1

がいごしゃ びょうき かんこんそうさい いちじてき きゅうそく しせっ にっちゅうかつどう ば ていきょう 介護者の病気や冠婚葬祭、一時的な休息のため、施設において日中活動の場を提供します。

* いきかつどうしぇん 地域活動支援センター

そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゅう そくしん にちじょうせいかつ ひっよう 創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するとともに、日常生活に必要 しょん おこな な支援を行います。利用については、希望する施設に直接ご相談ください。

6 就労に関するービス

しゅうろうい こう しえん
就 労移行支援
孙 刀 79 11 X 18

 交 ** 分
 手続き
 対 ** 象

 すべて
 ②
 番

一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために ひつよう くんれん おこな 必要な訓練を行います。

は 労継続支援(A型)

 交 分
 手続き
 対 家

 すべて
 ②
 番

いっぱんきぎょう しゅうろう こんなん かた けいやく むす しゅうろう きかい ていきょう のうりょく 一般企業などへの就 労が困難な方に、契約を結んで就 労の機会を提 供するとともに、能力の こうじょう ひつよう くんれん おこな 向 上のために必要な訓練を 行います。

しゅうろうけいぞくしぇん がた 就労継続支援(B型)

いっぱんきぎょう しゅうろう こんなん かた しゅうろう きかい ていきょう 一般企業などで就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のた ひっょう くんれん おこな めに必要な訓練を行います。

はかうろうていちゃくしぇん就労定着支援

 交 う
 手続き
 対 線

 すべて
 ②
 番

トーぱム、レタラララ いこう かた しゅうろう ヒಕな せいかつめん かだい たいおう 一般就 労 に移行した方に、就 労 に 伴 う生活面の課題に対応するための支援を 行 います。

しょう しゃ きぼう のうりょく しゅうろう ひつよう はいりょ しょう しゃほんにん しえんしゃ いっしょ せいり ひょうか 障 がい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価 ままな いっぱんしゅうろう てきせつ しゅうろうけいしょうがいふくしを行い、一般就労や適切な就労系障害福祉サービスに繋げます。

※一般企業などでの就 労経験がない場合、就 労継続支援 (B型) は令和7年10月から、就 労継続支援 (A型) は令和9年4月から、就 労規利用申請に先立って、就 労選択支援を受けることが原則となります。

7 福祉用具

ほそうぐ 補装具

 호 ** 分
 子続き
 対 ** 分

 ホェラ
 都 ®

身体の障がいにより身体機能を補うための用具 (補装具)を必要としている方を対象に、補装具の購入、修理などにかかる費用を支給します。

まて、こうにゅうず 既に購入済みのものは支給対象となりませんので、必ず事前に市役所へご相談ください。

■利用の流れ

- ①市役所へ相談
- しゃくしょ しんせいしょ みつもりしょ ていしゅつ いしいけんしょ ていしゅつ ひつよう ばあい ②市役所へ申請書、見積書などを提出 ※医師意見書の提出などが必要な場合があります。
- ③支給決定後に決定通知書や給付券などが届く
- ④事業者からの補装具の購入や修理などを受け、受給した旨を記入した給付券を事業者へ渡す

にちじょうせいかつようぐ日 常生活用具

 玄 ** 分
 子続き
 対 ** 分

 本 ** 子要
 都 ®

日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具の購入にかかる費用を支給します。 ようぐ 用具によって、対象となる障がいの種類や程度、給付制限額などについての基準があります。 また、既に購入済みのものは支給対象となりませんので、必ず事前に市役所へご相談ください。

■利用の流れ

- ①市役所へ相談
- しゃくしょ しんせいしょ みつもりしょ ていしゅっ い し いけんしょ ていしゅっ ひつよう ばあい ②市役所へ申請書、見積書、カタログなどを提出 ※医師意見書の提出などが必要な場合があります。
- しきゅうけっていご けっていつうちしょ きゅうふけん ③支給決定後に決定通知書や給付券などが届く
- じぎょうしゃ ようぐ こうにゅう じゅきゅう おね きにゅう きゅうふけん じぎょうしゃ わた ④事業者から用具を購入し、受給した旨を記入した給付券を事業者へ渡す

コミュニケーションのサポート

しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん手話通訳者・要約筆記者の派遣

た。うかくしょう かた たい こうてききかん いりょうきかん にりょうきかん 聴 覚 障がいのある方に対して、公的機関や医療機関などでのコミュニケーションを支援するため、 しゅわっうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん 手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

リょうしゃ ふたん ひょう 利用者が負担する費用

- → 利用料の自己負担額は、サービス利用料の l 割が原則ですが、所得の状況によって上限月額 (P. 9-10)が決まっています。
- ◆ サービスの種類によっては、食費や光熱水費、日用品費などが実費負担になります。詳しくは、 りょう 利用する施設や事業者にお問い合わせください。

マラテヒル かん 相談に関するサービス

サービスの種類	じこふたんがく 自己負担額	その他の費用
しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ 障害者相談支援事業所	^{むりょう} 無料	なし
けいかくそうだんし えん 計画相談支援	### 無料	なし
ちぃきそうだんしぇん ちぃきぃこう ちぃきていちゃく 地域相談支援(地域移行・地域定着)	### 無料	食費、外出時の交通費
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	げんそく わり 原則 割	なし

^{じたく} 自宅で受けるサービス

サービスの種類	じこふたんがく 自己負担額	その他の費用
きょたくかいご 居宅介護		
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	げんそく わり	<i>t</i> >1
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	原則丨割	なし
まうもんにゅうよく 訪問入浴サービス		

がいしゅつ しぇん 外出を支援するサービス

サービスの種類	じ こ ふたんがく 自己負担額	た。 ひょう その他の費用
どうこうえんご 同行援護		
こうどうえんご 行動援護	げんそく わり 原則 割	^{こうつうひ} 交通費など
いどうしぇん 移動支援		

t 住まいの場としてのサービス

サービスの種類	じこふたんがく 自己負担額	た。 ひょう その他の費用
しせっにゅうしょしえん 施設入所支援 きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム) りょうようかいご 療養介護	げんそく わり 原則 I 割	しょくひ にちょうひんひ 食費、日用品費など こうねつすいひ 光熱水費など(施設入所支援・ ***すどうせいかつえんじょ 共同生活援助) ***ちん ***すどうせいかつえんじょ 家賃(共同生活援助)

施設に通うサービス

サービスの種類	じこふたんがく 自己負担額	た。 ひょう その他の費用
たんきにゅうしょ 短期入所 せいかつかいご 生活介護 じりっくんれん きのうくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) にっちゅういちじしえん 日 中一時支援	げんそく わり 原則 I 割	しょくひ にちょうひんひ 食費、日用品費など こうねつすいひ たんきにゅうしょ 光熱水費など(短期入所)
ちぃきかつどうしぇん 地域活動支援センター	### 無料	食費、プログラム参加費など

就労に向けたサービス

サービスの種類	じこふたんがく 自己負担額	その他の費用
はからろういこうしえん 就 労移行支援 しゅうろうけいぞくしえん 就 労継続支援 (A型・B型) しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支援 しゅうろうせんたくしえん 就 労選択支援	原則 割	しょくひ にちょうひんひ 食費、日用品費など

ふくしょうぐ **福祉用具**

サービスの種類	じ こふたんがく 自己負担額	そ の他の費用
ほそうぐ 補装具 にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具	原則丨割	ま準額を超える部分が実費負担となることがあります

コミュニケーションのサポート

	サービスの種類	じこふたんがく 自己負担額	た。
しゅわ	っうゃくしゃ ようゃくひっきしゃ はけん 通訳者・要約筆記者の派遣	無料	なし

2 **自己負担の上限月額**

→ リょう かた しょとく じょうきょう じょうきょう トラ 利用する方の所得の 状況 によって、自己負担の上限月額が決まっています。

しょとく じょうきょう かき はんい はんだん 所得の状況は、下記の範囲で判断します。

《 37 A 区分	年齢	世帯の範囲
^{しょう} 障がい者	18歳以上 (施設入所は 20歳以上)	しょう しゃほんにん はいぐうしゃ 障 がい者本人とその配偶者
^{しょう} 障 がい児	18歳未満 (施設入所は 20歳未満)	保護者の属する住民基本台帳の世帯

せたい しょとく かた ふくすう ばあい しみんぜいしょとくわりがく ごうけいがく はんだん ※世帯に所得のある方が複数いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します。

にょう しゃ ばあい 障 がい者の場合

区分	せたい しゅうにゅうじょうぎょう 世帯の 収 入 状 況	じょうげんげつがく 上限月額
生活保護	生いかつほご 生活保護 (または中国残留邦人等支援法に基づく支援 急ゅうぶ 給付)を受給している世帯	0
ていしょとく 低所得	たまればいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	0 円
いっぱん 一般	しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯で、市民税所得割額が 16万円未満 注)入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム利用者は、市民税課税 世帯の場合、「一般2」となります。	9,300円
一般 2	たまんぜいかぜいせたい いっぱん いがい ばあい 市民税課税世帯で、一般 I 以外の場合	37,200円

障がい児の場合

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の 収 入 状 況	上限月額
せいかつほ ご 生活保護	生いかつほご 生活保護(または中国残留邦人等支援法に基づく支援 急ゅうぶ 給付)を受給している世帯	O 円
TNL 2 K K	市民税非課税世帯	0 円
	しみんぜいかぜいせたい しみんぜいしょとくわりがく まんえんみまん 市民税課税世帯で、市民税所得割額が 28万円未満	4,600円
ー般 I	しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯で、市民税所得割額が 28万円未満 (施設入所)	9,300円
一般 2	たまればいかぜいせたい いっぱん いがい ばあい 市民税課税世帯で、一般 I 以外の場合	37,200円

じょふたん じょうげんげつがく こべっ き 自己負担の上限月額が個別に決まっているサービス

ほそうぐ にちじょうせいかつようぐ 補装具・日常生活用具

くぶん 区分		じょうげんげつがく 上限月額	
	区分		さいみまん 1 8歳未満
生活保護 (または中国残留邦人等支援法に基づく支援		
^{きゅうふ} 給付)を受	゚゚゚ [゚] 給している世帯	0 代	
しみんぜいひかぜ 市民税非課程	ぃせたい 兇世帯		
	しみんぜいしょとくわりがく まん ぜんえんみまん 市民税所得割額が3万3千円未満		10,000円
しみんぜい 市民税 かぜいせたい 課税世帯	しみんぜいしょとくわりがく 市民税所得割額が3万3千円以上 23万5千円未満	37,200円	24,600円
誅稅世帝 	市民税所得割額が 23万 5 千円以上 はみんぜいしょとくわりがく 市民税所得割額が 23万 5 千円以上 はみんぜいしょとくわりがく 市民税所得割額が 46万円以上	たいしょうがい 対象外	37,200円

せたい しょとく かた ふくすう ばあい いちばんしょとく おお かた しみんぜいかぜいがく いちばんたか かた きんがく ※世帯に所得のある方が複数いる場合には、一番所得の多い方(市民税課税額が一番高い方)の金額で判断します。

< 35 A 区分	じょうけんげつがく 上限月額
せいかつほごとうじゅきゅうせたい 生活保護等受給世帯 しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	o荒
しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯	37,200円

3 サービス利用料の減免制度

- ◆ サービスを利用する方の負担が増えすぎないよう、一定の要件を満たす方を対象に同一世帯での自己負担額が高額となった場合の還付や、実費負担部分の軽減などを受けることができます。

高額障害福祉サービス等給付費

しんせい ひつよう **申請 必要**

まな せたい しょうがいふくし りょう かた ほそうぐひ しきゅう かた ふくすう ばぁい 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方や補装具費を支給されている方が複数いる場合などで、せたい じょふたんがく ごうけい きじゅんがく こ ばぁぃ こ ぶん しきゅう 世帯の自己負担額の合計が基準額を超える場合に、超えた分を支給します。

きじゅんがく

< 35 A 区分	きじゅんがく 基準額
せいかつほ ごとうじゅきゅうせたい 生活保護等受給世帯	žh
しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	0円
しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯	37,200円

がっさん たいしょう ひょう 合算の対象となる費用

- □ 介護保険法に基づくサービス利用料
- □ 障害者総合支援法に基づくサービス利用料
- □ 補装具費の自己負担額
- □ 児童福祉法に基づく障害児支援(入所・ 児童福祉法に基づく障害児支援(入所・ ^{つうしょ} 通所)のサービス利用料
- □ 移動支援のサービス利用料

こうれいしょう しゃ かいごほけん りょうしゃふたんけいげん しんこうがく 高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減(新高額)

65歳になるまでに、5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たすばあい かいごほけん りょうしゃふたん いちぶ しきゅう 場合は、介護保険サービスの利用者負担の一部を支給します。

対象になると思われる方は、利用サービスすべての領収書をご用意の

2 施設に入所している方の実費負担軽減

申請必要

せいかつほごとうじゅきゅうせたい しみんぜいひかぜいせたい さいみまん ばあい 生活保護等受給世帯または市民税非課税世帯(20歳未満の場合はすべての世帯)の人を対象に、 じっぴふたんがく いってい きんがく げんがく 実費負担額のうち一定の金額を減額します。

以下、3~5はサービス申請することで減免申請が適用されます。

3 グループホーム入居者の家賃の補助

グループホームに入居している方を対象に、利用者が支払う家賃の一部を支給します。 ただし、光熱水費・共益費・食費・敷金・礼金などは対象になりません。 サービス申請時に、グループホームからの家賃証明書の添付をお願いします。

せいかつほ ごじゅきゅうせたい しみんぜいひかぜいせたい □生活保護受 給世帯・市民税非課税世帯

福足給付 (特定障害者特別給付費):上限Ⅰ0,000円

4 通所サービスなどの食費軽減

通所サービスまたは短期入所を利用する方で、所得の要件を満たす方を対象に、食費(食材料費 +調理に要する人件費)の実費負担額のうち、人件費に相当する額が減額されます。

いまとく ようけん 所得の要件

はいいじょう せいかつほ ごとうじゅきゅうせたい しみんぜいひかぜいせたい しみんぜいしょとくわりがく まんえんみまん 生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または市民税所得割額が 16万円未満

はいみまん 18歳未満 生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または市民税所得割額が28万円未満

5 生活保護への移行防止

I ~ 4の負担軽減策を利用しても生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、自己負担の上限月額や食費などの実費負担額を引き下げます。

サービスごとの手続き一覧

①障害支援区分の認定が必要なサービス

じたく 自宅で受けるサービス	きょたくかいご じゅうどほうもんかいご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
外出を支援するサービス	行動援護
[†] 住まいの場としてのサービス	しせっにゅうしょしぇん りょうようかいご きょうどうせいかつえんじょ 施設入所支援、療養介護、共同生活援助**
たせっ かよ 施設に通うサービス	短期入所、生活介護

にんてい ふょう ばあい ※認定が不要な場合があります。

②障害支援区分の認定が不要のサービス

^{そうだん} かん 相談に関するサービス	まいきそうだんしぇん ちいきいこう ちいきていちゃく じりっせいかつえんじょ 地域相談支援(地域移行・地域定着)、自立生活援助
外出を支援するサービス	^{どうこうえんご} 同行援護 [※]
施設に通うサービス	じりっくんれん きのうくんれん せいかつくんれん 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
就労に関するサービス	はようろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた がた しゅうろうていちゃくしえん 就 労移行支援、就 労継続支援(A型·B型)、就 労 定 着支援、
	はかうろうせんたくしょん 就労選択支援

※認定が必要な場合があります。

③その他

外出を支援するサービス	移動支援
ふくしょうぐ 福祉用具	ほそうぐ にちじょうせいかつようぐ 補装具、日常生活用具 ※手続きはP.6をご覧ください。
施設に通うサービス	日中一時支援
自宅で受けるサービス	訪問入浴サービス

2 利用までの流れ

- ◆ サービスを利用するためには、市役所への申請が必要です。
- ~ 手続きの詳しい説明は、P.15-16 をご覧ください。

しゃくしょ しょうがいしゃそうだんしぇ んじぎょうしょ そうだん 市役所または障害者相談支援事業所へ相談				
	∇			
	しゃくしょ りょうしんせいしょ ていしゅつ 市役所に利用申請書を提出			
①障害支援区分の認定 が必要なサービス	② 障害支援区分 の にんてい ふょう 認定が不要のサービス	③その他 ふくしょうぐ (福祉用具を除く)		
∇	lacktriangleright	∇		
しょうがいしえ 障 害 支 扱	んくぶん にんていちょうさ 爰区分の認定調査	∇		
∇	∇	∇		
障害支援区分(I~6) 成とない の認定	∇	∇		
∇	lacktriangleright	∇		
ょうしょ 事業所からサービス等利	用計画案が市役所に提出される	∇		
∇	∇	∇		
じゅきゅうしゃしょう とど 受給者証が届く				
∇	∇	∇		
事業所から完成したサービス等利用計画が しゃくしょ ていしゅつ 市役所に提出される				
∇	∇	∇		
サービスの利用開始				
※サービスを提供する事業者との契約が必要です。				

3 手続きの詳しい説明

一市役所で行う手続き

りようしんせい

ほんにん ほんにん いし かくにん かぞく 本人または本人の意思を確認した家族が、サービス利用の申請を 行 います。

しょうがいしぇんくぶん にんていちょうさ う ②障害支援区分の認定調査を受ける

りょうしゃ しんしん じょうきょう かくにん かくてん まょうさいん ほうもん ほんにん かぞく 利用者の心身の 状 況 などを確認するため、調査員が訪問し、本人や家族などから聞き取り調査を ちょうさ ないよう しんさかい しんさ はんてい おこな しょうがいしえんくぶん にんてい 行います。調査の内容をふまえて、審査会で審査・判定を 行い、障害支援区分を認定します。

③受給者証などが届く

サービス等利用計画(プラン)作成後に、市役所から「支給決定通知書」と「受給者証」などが届きます。

ヒッセッラレャレょラ 受 給 者 証 は、サービスの契約や利用のときに必要ですので、大切に保管してください。

じゅきゅうしゃしょう ゆうこうき げん 受 給 者 証 には有効期限があります。

りょう 利用するサービスの種類によって、受給者証の有効期限が決まっています。

じゅきゅうしゃしょう しきゅうきかん しゅうりょう ヴァップ リェラ きょう はあい 受給者証の「支給期間」が終了したあとも、引き続きサービス利用を希望する場合は、 しゃうきかん しゅうりょう まき しゃくしょ しんせい ひつよう 支給期間が終了する前に、市役所に申請をする必要があります。

2 サービスを提供する事業者と行う手続き

①サービス等利用計画を作成

- ◆ 指定特定相談支援事業所と契約することで、専門の職員(相談支援専門員)にプランの作成を 依頼することができます。
- ◆ 相談支援専門員は、サービスを利用する方の生活の悩みや希望をふまえてプランを作成し、サービスの利用調整を行います。また、一定期間ごとに計画の見直し(モニタリング)を行います。

【プラン作成の進め方】

2

3

4

5

プラン作成を依頼する (予定) 事業者の届出

プラン作成を依頼する事業者を、市役所に届け出ます。

プランを作成する事業者と契約

ҕょくせつ 直 接、プランを作成する事業 者に申し込みます。

プラン(案)の作成

契約した事業者が、自宅などを訪問し、生活の悩みや希望するサービスの内容を聞き取ります。聞き取った内容と、認定された障害支援区分をふまえて「サービス等ります。ないようと、認定された障害支援区分をふまえて「サービス等利用計画案」を作成します。

サービス担当者会議の開催

支給が決定すると、プランを作成する事業者が、サービスを提供する事業者といっしょ ないよう くたいてき かんが 一緒に、内容を具体的に考えプランを作成します。

プランの提出

プランが完成したら、市役所に提出します。

②サービスの利用開始(契約)

ちょくせつ りょう きぼう しせつ じぎょうしゃ じゅきゅうしゃしょう ていじ りょう もう こ 直接、利用を希望する施設や事業者に「受給者証」を提示して、利用を申し込みます。さらに、 けいやくしょ じゅうようじこうせつめいしょ ないよう かくにん じぎょうしゃ りょうけいやく むす 契約書や重要事項説明書などでサービスの内容を確認し、事業者と利用契約を結びます。

4 相談・問い合わせ窓口

たまずがいのある方やそのご家族からの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用 しえ後などを行う相談支援窓口をもうけています。 そうだんしなんまどぐち 相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

....障がい児

番…障がい者

たいしょう 対象	めいしょう 名称	^{じゅうしょ} 住所	でんわばんごう電話番号	rax番号
(P)	総合福祉相談支援センター (障がい者基幹相談支援センター)	〒952-1292 佐渡市千種232番地 (市役所社会福祉課内)	63-3127	63-5121
(P)	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所こもれび	〒952-1204 佐渡市三瀬川382番地7	67-7660	67-7784
8	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所さど	〒952-0101 さどしたいぼながうね 佐渡市新穂長畝910番地 (さわやか内)	22-3977	22-3843
畬	でうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所はまなすの家	〒952-1313 さどしゃはたまち 佐渡市八幡町340番地	51-1200	5 - 2 0
(P)	マラだんしぇんじぎょうしょあい 相談支援事業所愛らんど	〒952-0206 佐渡市畑野甲433番地9 (愛らんどえがお内)	070-4453-4026	67-7476
(P)	^{そうだんしえん} 相談支援センターそらうみ	〒952-0108 さどしかみにいぼ ばんち 佐渡市上新穂646番地9	58-9150	58-9151
(P)	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所すたーと	〒952-0106 さどしにいぼうりゅうや 佐渡市新穂瓜生屋 539番地2	090-5542-9879	_

しょうがいじつうしょしえん しゅるい 障害児通所支援の種類

サービスを利用できる障がい児は、身体に障がいのある児童・知的障がいのある児童・精神に障がいのある児童(発達障がいを含む)、難病など(障害者総合支援法に定められた疾病)の児童(原則 18 歳未満)です。

18歳以上の障がい者と違い、診断名や障害者手帳がなくても、発達支援の必要が認められる場合には、サービスを利用することができます。ただし、難病などを理由にサービスを利用する場合には、診断書か特定疾患(指定難病)医療受給者証が必要です。

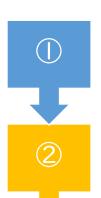
	サービスの概要	たいしょうじ 対象児
じどうはったつしえん 児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う がいのある児童について、日常生活 における基本的な動作の指導や集 でおうながられる表就学のでは、日常生活 における基本的な動作の指導や集 せいかつの適応訓練などの支援を行います。	まも みしゅうがくじ 主に未就学児 ※高校に在籍していない 18歳未満の障 がい児も対象
はうかごとう 放課後等デイサービス	できょう しゅうりょうご または 休校日に、 授業 の終了後または 休校日に、 たせつ こうしょ せいかつのうりょくこうじょう 施設に通所して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう せんしゅう 小学校・中学校・高校・専修 がっこう かくしゅがっこう しゅうがく 学校、各種学校に就学している 障がい児

みしゅうがくじ 未就学児	小学生	ちゅうがくせい 中学生	zjzj t ti 高校生
じどうはったつしぇん 児童発達支援		゙ ^{ほうかごとう} 放課後等デイサービス	

2 障害児相談支援

しょうがいじつうしょしぇん りょう かか しょうがいじしぇんりょうけいがく さくせい いっていきかん ていきてき 障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な しょうがいふくし りょうじょうきょう かくにん おこな おこな しぇん おこな で まこな はまん おこな で 害 福祉サービスの利用 状 況 の確認(モニタリング)を 行 うなどの支援を 行 います。

3 利用までの流れ



しょうがいじそうだんしぇんじぎょうしょ そうだん ・ で書児相談支援事業所への相談

②申請

しゃくしょ しんせい 市役所に申請します。

5ょうさ 3調査

にんていちょうさいん ほごしゃ たい しょう じんしん じょうきょう りょうちゅう いりょう ほけん 認定調査員が、保護者に対し 障 がい児の心身の 状 況 や、利用中の医療・保健・ 福祉サービスなどについて聞き取り調査をします。

(ようがいじしぇんりょうけいかくしょあん さくせい (4) 障害児支援利用計画書案の作成

そうだんしえんじぎょうしょ しょうがいじしえんりょうけいかくしょあん さくせい しゃくしょ ていしゅっ 相談支援事業所が、障害児支援利用計画書案を作成し、市役所に提出します。

しきゅうけってい じゅきゅうしゃしょう こうぶ ⑤支給決定・受給者証の交付

市役所は、提出された障害児支援利用計画書案や勘案すべき事項をふまえ、支給 決定します。市が決定する内容は、サービスの種類と I か月に利用できるサービスの量(日/月)です。

⑥サービス担当者会議

そうだんしえんじぎょうしょ しきゅうけってい あと じ しえん かんけいしゃ あっ 相談支援事業所は、支給決定された後に、児を支援している関係者を集め、サー たんとうしゃかいぎ かいさい ビス担当者会議を開催します。

8サービス利用の開始

サービス提供事業者と契約後、サービス利用が開始されます。

9モニタリング

サービスなどの利用状況の検証と計画の見直しのために期間を定めて計画の見直し(モニタリング)などが実施されます。



(5)

(3)







4 サービス利用料

 $3 \sim 5$ 歳児については、幼児教育・保育無償化施策が適用され、利用者負担が無料となります。 $0 \sim 2$ 歳児(年少・年中・年長児以外)及び $6 \sim 17$ 歳の障害児通所支援の料金は、所得に応じて負担上限月額が設定されています。

しょう **障がい児の場合 (**※P.9 再掲)

くぶん 区分	世帯の収入状況	しょうげんげつがく 上限月額
生活保護	生いかつほご 生活保護 (または中国残留邦人等支援法に基づく支援 きゅうふ じゅきゅう 給付)を受給している世帯	O 円
ていしょとく 低所得	市民税非課税世帯	O宀
一般	しみんぜいかぜいせたい しみんぜいしょとくわりがく まんえんみまん 市民税課税世帯で、市民税所得割額 [※] が 28万円未満	4,600円
一般 2	市民税課税世帯で、一般I以外の場合	37,200円

たまうき 上記のほかに、次の費用が必要になることがあります。

- ◆ 食費・おやつ代(提供を受けた場合)
- ※区分が「生活保護」「低所得」「一般」」について、食費
- ◆ 日中活動で必要になる経費(実費)
- 負担が軽減される場合があります。

■ **多子軽減制度があります**

にようがいじつうしょしえん りょう にょう で どういっせたい ほいくえん ようちえん つうえん で 管害児通所支援を利用している 障 がい児と同一世帯に、保育園や幼稚園などに通園している児童、または、障害児通所支援を利用している 障 がい児がいる場合、利用料が軽減される場合があります。

■軽減対象の判定について

い学校就学前の児童について、世帯の市民税所得割合算額と兄又は姉の数によって軽減を判定し しょうがっこうしゅうがくぎ じどう けいげん たいしょう ます (小学校就学後の児童は軽減の対象となりません)。

けいげんはんていひょう 《軽減判定表》

		けいげんはんでい 軽減判定	
小学	こうしゅうがくごじどう 交就学後児童	軽減対象外	
就学前児童	世帯 の 市民税所得割	せいけい おな 生計を同じくする兄又は姉がいない	軽減対象外
	がっさんがく 合算額 が 77,101 円	せいけい おな 生計を同じくする兄又は姉がI 人いる	第2子軽減
	未満	生計を同じくする兄又は姉が2 人以上いる	第3子以降軽減
	世帯 の 市民税所得割 がっさんがく 合算額 が 77,101 円	にようがいじつうしょしえんまた ようちえんとう がよ 障害児通所支援又 は 幼稚園等 に 通 う しゅうがくまえ あにまた あね 就 学 前の兄又は姉がいない	けいげんたいしょうがい 軽減対象外
	以上	しょうがいじつうしょしぇんまた ようちぇんとう かま 障害児通所支援又 は 幼稚園等 に 通 うしゅうがくまえ あにまた あね ひとり 就 学 前の兄又は姉が1 人いる	第2子軽減
		しょうがいじつうしょしぇんまた ようちえんとう がよう 障害児通所支援又 は 幼稚園等 に 通 う しゅうがくまえ あにまた あね ぶたりいじょう 就 学 前 の兄又は姉が2 人以上いる	第3子以降軽減

しゅうがくじ けいげんはんてい じ ふく ※就学児は軽減判定時カウントには含まれません。

つぎ 次の①から③までの額を合算した額と、受給者証記載の負担上限月額(P.20参照)を比較し、 でく きんがく リょうしゃぶたんがく 低い金額が利用者負担額となります。

①軽 減 対 象 外 の 児 童 ・・・ サービスにかかる総費用額の $|0\rangle$

②第 2 子 軽 減 対 象 児 童 ・・・ サービスにかかる総費用額の | 00分の | 00

③第3子以降軽減対象児童・・・・ 0円